

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2021年6月28日

【会社名】 株式会社中央製作所

【英訳名】 Chuo Seisakusho, Ltd

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 後藤 邦之

【本店の所在の場所】 名古屋市瑞穂区内浜町24番1号

【電話番号】 052(821)6127番

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長兼経営企画室長 柘植良男

【最寄りの連絡場所】 名古屋市瑞穂区内浜町24番1号

【電話番号】 052(821)6127番

【事務連絡者氏名】 取締役総務部長兼経営企画室長 柘植良男

【縦覧に供する場所】 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

1【提出理由】

当社は、2021年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2021年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役及び監査役に対し、本定時株主総会終結の時までの在任期間に対する退職慰労金を当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において打切り支給するものであります。

なお、支給の時期は各氏の退任時としたうえで、その具体的な金額、支給の方法は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に一任するものであります。

第2号議案 取締役の報酬限度額改定の件

取締役の報酬限度額を月額による定めを年額による定めに変更するとともに、年額96,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものとする）と改定するものであります。

第3号議案 監査役の報酬限度額改定の件

監査役の報酬限度額を月額による定めを年額による定めに変更するとともに、年額24,000千円以内と改定するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 役員退職慰労金制度 廃止に伴う打切り支 給の件	5,796	39		(注)1	可決 98.99
第2号議案 取締役の報酬限度額 改定の件	5,790	45		(注)1	可決 98.88
第3号議案 監査役の報酬限度額 改定の件	5,790	45		(注)1	可決 98.88

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。